

## 5. 保育園（所）・幼稚園と小学校との連携

### 学びの連続性について

「津山市における幼児教育の理念と展望」に、「小学校への入学という節目までにすべての子どもが身につけておいて欲しいと願われることからの水準に関し、幼児教育の内容と方法の検討を進めます。」と示されています。この「津山市における就学前教育・保育カリキュラムの作成」は、このことを実践するものといえます。0歳から5歳までの発達年齢に応じたカリキュラムは、質の高い教育と保育の実践につながり、子どもたちの育ちと学びが小学校へとより滑らかに接続していくことが可能になります。

小学校には複数の保育園（所）・幼稚園の子どもたちが入学していきます。一人一人の子どもが就学前に経験してきたことも多様であり、環境や生活スタイルの違いから、様々な課題があります。

そのため、津山市においては保育園（所）・幼稚園・小学校の相互理解につなげたいと考え、保・幼・小連携研修会を実施し、情報交換を深める機会を設けるなどの取り組みを進めています。

しかし、保・幼・小連携の重要性は認識しているものの、各地域の保・幼・小連携の取り組みの実態は様々であり、これから具体的につながりを深めていくことが課題となっています。

学びの芽生えの時期（乳幼児期）、自覚的な学びの時期（学童期）という発達段階による学び方の違いはありますが、「人とのかかわり」や「ものとのかかわり」という直接的・具体的な対象とのかかわりの中で、乳幼児期と学童期の教育活動のつながりを見通して円滑な移行を図っていく必要があります。

注1)

そこで、保育園（所）・幼稚園と小学校はお互いの違いを認識しつつ、発達や学びの連続性を踏まえ、子どもや職員間の交流、教育内容の交流などを図るとともに、共に考える方向で取り組んでいかなければなりません。

注2)

また、今後、乳幼児期と学童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつながりとして捉え、接続期のカリキュラムについて検討することが必要です。

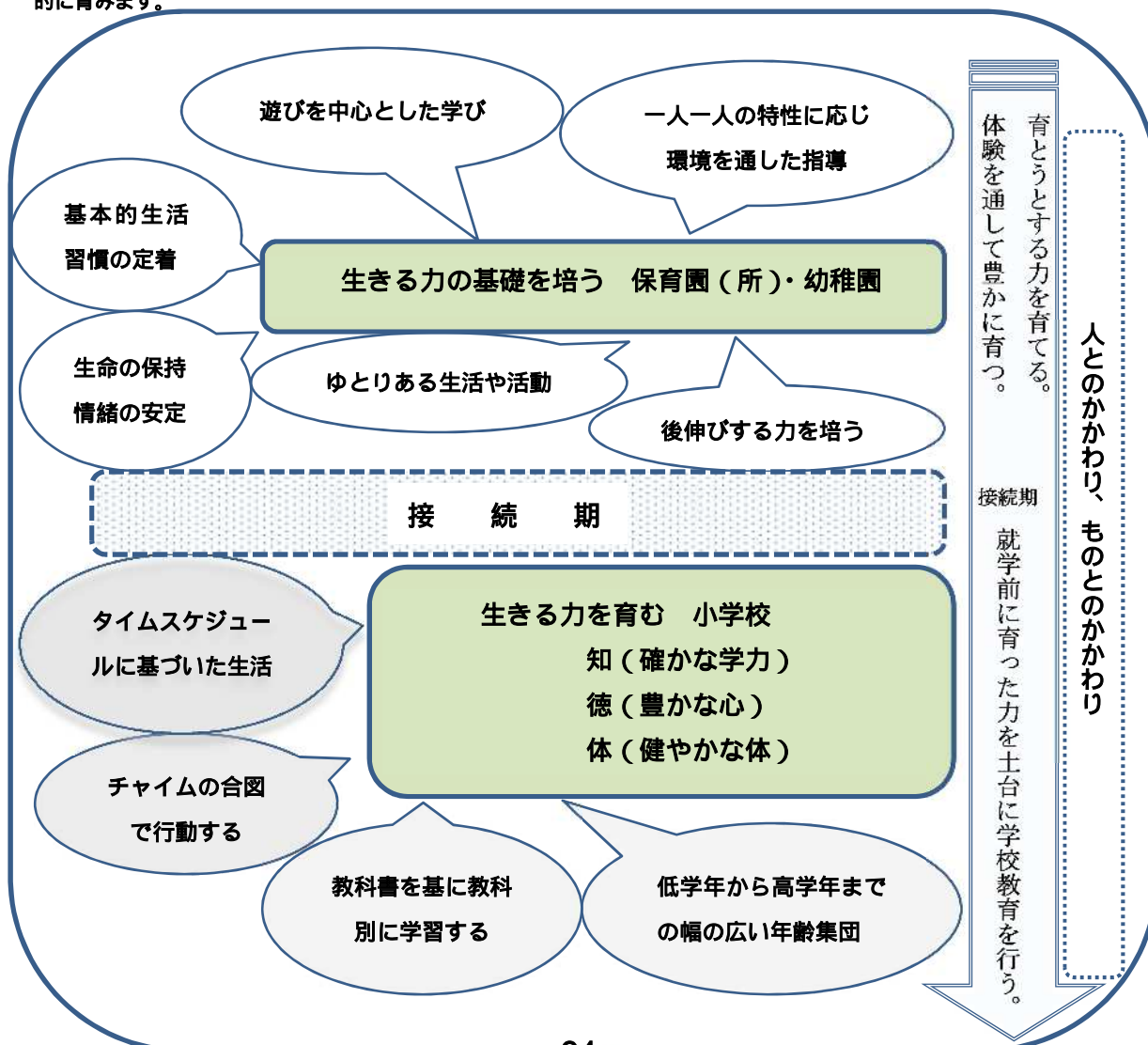
注1) お互いの違い

○保育園(所)・幼稚園

- ・生活や遊びを通した総合的な学びの場です。
- ・子どもたちの「生きる力の基礎」を培うことを目指します。幼児期における保育・教育は、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものです。
- ・生命の保持及び情緒の安定を図ります。
- ・一人一人の育ちを願い子どもの主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開し、発達に必要な体験をさせます。
- ・子どもたちは「遊び」を通した総合的な学びをし、「学習の芽生え」を育んだり、「後伸びする力」を培ったりします。

○小学校

- ・教室での一斉指導による教科学習が中心になります。
- ・朝の会、帰りの会、授業(45分)、給食、掃除等の時間が定められており、時程にしたがって生活します。
- ・子どもたちの「生きる力」をよりいっそう育むことを目指します。
- ・子どもたちの発達の段階を考慮しつつ、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てます。
- ・基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、学校教育においてはこれらを調和的に育みます。



注2) 接 続 期

保育園(所)・幼稚園(1～3月)から小学校(4～5月頃)の育ちと学びの連続性を図り、見通しをもった指導や支援をする卒園から入学を含んだ時期

## 特別な支援を必要とする子どもへの支援について

津山市は、保育園（所）・幼稚園に特別な支援を必要とする子どもが増えてきている状況があります。これは、特別支援の理念や発達障害の認識が広がってきたことも要因の一つと考えられます。4歳・5歳頃から特別な支援が必要な状態が顕著にみられるようになるケースや保護者の理解が難しいケースも多く、早期発見・早期理解や、入園（所）の受け入れ体制と就学指導体制の充実が必要です。

保育園（所）・幼稚園は、集団生活の中での育ちの経過や家庭での様子などの状況把握をしたり、保護者への就園（所）指導や就学指導を早期から丁寧に行ったりすることで、保護者の意向を十分傾聴し、保育園（所）・幼稚園と保護者が共に育てていくという意識に立ってつながりを深めることが重要です。

このため、保育園（所）・幼稚園は、一人一人の教育的ニーズに応じた支援に向けて、子どもの実態の見極め方や具体的な支援の手立てを学び、指導技術の向上を図るために、下記のとおり様々な取り組みをしています。

- 特別支援教育の担当者（コーディネーター）を位置づけ、特別支援教育推進の要として、園内支援体制の整備に努めています。
- 県や市の実施する巡回相談等の支援事業を活用し、専門家の指導を受けています。
- 県や市の医療・福祉・教育・関係機関等と連携を図っています。
- 専門家も含めたケース会議の取り組みを始めています。
- 障害児加配（補助員）が配置されている園（所）では、クラス担任や職員間の連携のもとに一貫した支援に努めています。
- 一人一人の子どもの状態や発達段階を把握し、保護者と連携しながら、「個別の教育支援計画」を策定し、さらに「個別の指導計画」を作成し、関係機関や保護者との連携のもと、一人一人に応じた具体的な手立てによって、育ちを促す取組みを進めています。
- 小学校への就学に関して、入学前の情報交換や引き継ぎを行い、津山市の特別支援ネットワークの中で、保健師や医療機関等の協力を得て、小学校と連携して就学指導を行っています。
- 特別支援教育の研修会に参加するよう努めています。

特別な支援を必要とする子どもは、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するためには、専門性の高い支援体制や指導体制、施設設備への配

慮が必要となります。一人一人を大切にした教育・保育を実践していけるよう保護者・保育園（所）・幼稚園・地域が連携していかなければなりません。

そして、入園（所）・入学という接続の時に重要視し、保護者と保育園（所）・幼稚園・小学校が連携し、一人一人の育ちをつなげていき、特別な支援を必要とする子どもも含めた、すべての子どもを共に育てるカリキュラムとして、「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」を運用していきます。